

令和8年度小舞子海水浴場かもめういんぐ売店コーナー営業者募集要項

小舞子海水浴場の開設期間中に、かもめういんぐ売店コーナーにおいて営業を希望する方を募集します。

1 募集内容

- (1) 営業許可者数 1者
- (2) 営業許可期間 7月1日から8月31日（令和8年・令和9年の2年間）。
※海水浴場の開設期間は、令和8年は、7月11日（土）から8月16日（日）を予定としており、令和9年についても、概ね7月中旬から8月中旬の約1か月間を予定しています。

2 申請資格

- (1) 1年以上、美川地域湊地区に居住する（住民登録のある）個人又は、美川地域湊地区に事業所を有する法人組織であること。
- (2) 営業に必要な許可、免許等を有する者又は許可、免許等を受けることが確実な者であること。
- (3) 公租公課を完納していること。
- (4) 会社更生法及び民事再生法に基づく更生、再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをされていない者。
- (5) 暴力団関係組織又はその他反社会的暴力活動を行う団体の関係組織及びその組織構成員等ではないこと。

3 営業の条件等

- (1) 使用料 3,140円/日（申請者の許可希望期間により全日数分を乗じた額（休業日を含む））
※条例改定により使用料が改定された場合は改定された金額に変更する。
- (2) 許可を受けた者の直営とし、権利の転貸は認めない。
- (3) 営業上必要な許認可の申請、取得は自ら行うこと。
- (4) 海水浴場開設日には必ず営業すること。
- (5) 備品の設置、改装等を行った場合は、自己の責任により撤去すること。
- (6) 市が別途委託する小舞子ビーチハウスの管理を合わせて行うこと。
- (7) 台風等の影響でテントを一時撤去した場合は、撤去期間の使用料について半分に減免する。
- (8) テント撤去後の再設置は、8月21日以降は行わない。
- (9) 小舞子海水浴場の運営に係る協力を行うこと。

※小舞子海水浴場の運営に係る協力について

3 営業の条件等（9）における「協力」とは、売店施設の許可を受けた者が、地区における協力者として、海水浴場全体の安全管理、公序良俗の維持に係る活動を、事業の主旨を理解の上、良識に基づき自主的に実施する協力活動を指し、具体的な内容については下記のとおりとする。

- ・監視業者等と協力し、海水浴場全体の安全管理に配慮すること。
- ・夜間における施設の施錠は厳に行うこと。
- ・来場者同士の軽微なトラブルについては、可能な範囲で解決に努め、喧嘩等事件に発展する可能性のある場合は、速やかに警察へ通報を行うこと。来場者の遺失については、場内での確認など初動対応をとるが、持ち主が不明なものについては、速やかに警察に届け出ること。重大な事故、事件が発生した場合は、直ちに施設管理課へ通報すること。
- ・未成年者への酒類、タバコの販売の禁止、来場者の飲酒を行っての遊泳、運転の禁止など酒類等のトラブルが発生しないよう対策を講じること。
- ・イベント等の開催は、一般の来場者に迷惑がかからない（休憩場として使えなかったなどクレームがない）ことを前提に可能とするが、ダンスイベント、大音響伴うライブ等及び入場料を徴収するものは禁止とする。
- ・温水シャワーの受付や、公衆トイレの清掃などのビーチハウスの管理について、業務委託を実施するので受託すること。

※確認事項について

小舞子海水浴場にて営業を行う際の確認事項について、具体的な内容を下記のとおりとする。

- ・かもめういんぐには簡易テントを設置します。
- ・申請者が所有する備品、又は設置した設備に対して、盗難や台風等自然災害時による被害については如何なる補償を行わないので、自衛策を講じること。
- ・施設内に設置した設備、備品については、許可期間が完了後、速やかに撤去を実施すること。
- ・物件に係る軽微な修繕は可能な限り自身で対応すること。
- ・申請資格に係る事実との相違や、上記に係る明らかな違反行為があった場合、市は、本件に係る許可を取り消すことができる。
- ・許可期間中であっても、天災や施設の不具合等不測の事態により施設の閉鎖が余儀なくされた場合、いかなる理由であっても、市は営業補償等を行わない。また、その事象発生以降、開業の継続が困難となった場合の使用料は、事象発生前日までの実使用日数で精算する。
- ・その他、決めにない事項については関係法令を遵守の上、市の指示があった場合、その指示に従うこと。
- ・かもめういんぐ売店施設への応募を以て、以上について、同意したものとみなします。

4 申請方法（申請書類希望者は下記問い合わせ先までご請求下さい。）

申請者は、以下の申請書類を持参又は郵送により期間内に提出してください。

(1) 申請書類

- ① かもめういんぐ売店コーナー使用許可申請書
- ② 営業条件の確認書
- ③ 食品衛生法第52条の規定に基づく営業許可書の写し又は許可等を得る見込みがあることが確認できる書類
- ④ 住民票抄本（個人の場合）又は法人登記事項証明書（法人の場合）
- ⑤ 市民税及び固定資産税の納税証明書

(2) 申請期限 令和8年3月27日（金）必着

(3) 提出先及び問い合わせ先

〒920-2192 白山市鶴来本町四丁目ヌ85番地 白山市役所観光文化スポーツ部施設管理課
TEL 076-272-4800 FAX 076-272-2752

5 抽選

申請資格を満たした申請者が複数いる場合は、抽選により営業者を選定します。

(1) 抽選日時 令和8年4月17日（金）午前10時

(2) 抽選場所 白山市鶴来支所3階 第4会議室

(3) 注意事項

- ① 抽選参加者が申請者本人である場合は、本人であることがわかるものを提出又は提示してください。（免許証等）
- ② 抽選参加者が申請者本人でない場合は、必ず委任状を提出してください。
- ③ 上記期日に欠席した場合又は時間に遅れた場合は、営業希望がないものとみなし、抽選には参加できません。
- ④ 抽選参加に当たり不正な行為を行った場合は、当選を無効とします。